

建設

1 道路・街路の整備

本市では、都市の均衡ある発展と安全かつ円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の整備を進めるとともに、交通安全施設の整備、既存道路の維持補修及び橋りょう補修を行っています。

市街地の都市計画道路では、幹線道路の整備により、道路交通の広域的な円滑化に取り組むとともに、市街地周辺部の道路事業では未改良区間の整備や耐震補強、補修・改築工事等を行っています。

引き続き、平成29年度から令和2年度までの4年間は、平成29年3月に策定した「今後の道路整備事業の進め方」に基づき事業の重点化を図り、市民の安心・安全の確保や京都のまちの持続的成長のために必要となる道路・街路整備事業を計画的に推進していきます。

道路の現況

(平成30.4.1現在)

		延長 m	面積 m ²	改良率 ^{注4}		舗装率		歩道延長 (延べ延長)m
				延長 %	面積 %	延長 %	面積 %	
一般 国道	指定 ^{注1}	50,465	1,300,387	100.0	100.0	100.0	100.0	^{注2} 47,589
	指定外 ^{注1}	114,392	1,110,414	84.5	92.1	100.0	100.0	65,245
府道		427,696	4,248,782	67.5	85.7	95.3	98.6	252,399
		^{注3} [18,869]	[61,589]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[18,869]
市道		2,980,049	18,413,320	56.9	77.3	88.2	96.7	757,916
		^{注3} [27,536]	[118,575]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[27,536]
合計		3,572,602	25,072,903	59.6	80.6	89.6	97.3	1,123,149
		^{注3} [46,405]	[180,164]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[46,405]

注1 「一般国道」の「指定」は国が管理する国道、「指定外」は都道府県又は政令指定都市が管理する国道のことをいう。

2 「一般国道」の「指定」の「歩道延長」は、歩道が設置された道路の延長であり、延べ延長ではない。

3 []の数字は、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路である。

4 「改良率」とは、主に幅員5.5m以上の道路を改良済みとする、道路部の延長又は面積に対する割合をいう。

(1) 京都高速道路について

ア 京都高速道路の移管

京都市京都高速道路検証専門委員会[※]から、平成28年5月19日に「京都高速道路残る3路線の整備の見直しに当たっては、既に整備されている新十条通及び油小路線への更なる交通の転換を図るなど、既存の道路をより一層有効に活用する取組が必要」と付言された意見書が提出されました。

これを実現するために、平成28年7月及び12月に京都高速道路の移管について国へ要望し、平成31年4月1日に、油小路線は阪神高速道路からネクスコ西日本へ移管され、第二京阪道路として一体管理されるとともに、新十条通は京都市に移管され無料化されました。

※ 京都市京都高速道路検証専門委員会
都市計画決定された京都高速道路を見直すに当たり、都市計画道路としての必要性や費用対効果など、将来を見越した様々な観点からの客観的データに基づき検証するために設立
平成24年10月（第一回）～平成28年5月10日（第四回（最終））



イ 広域的な道路ネットワーク

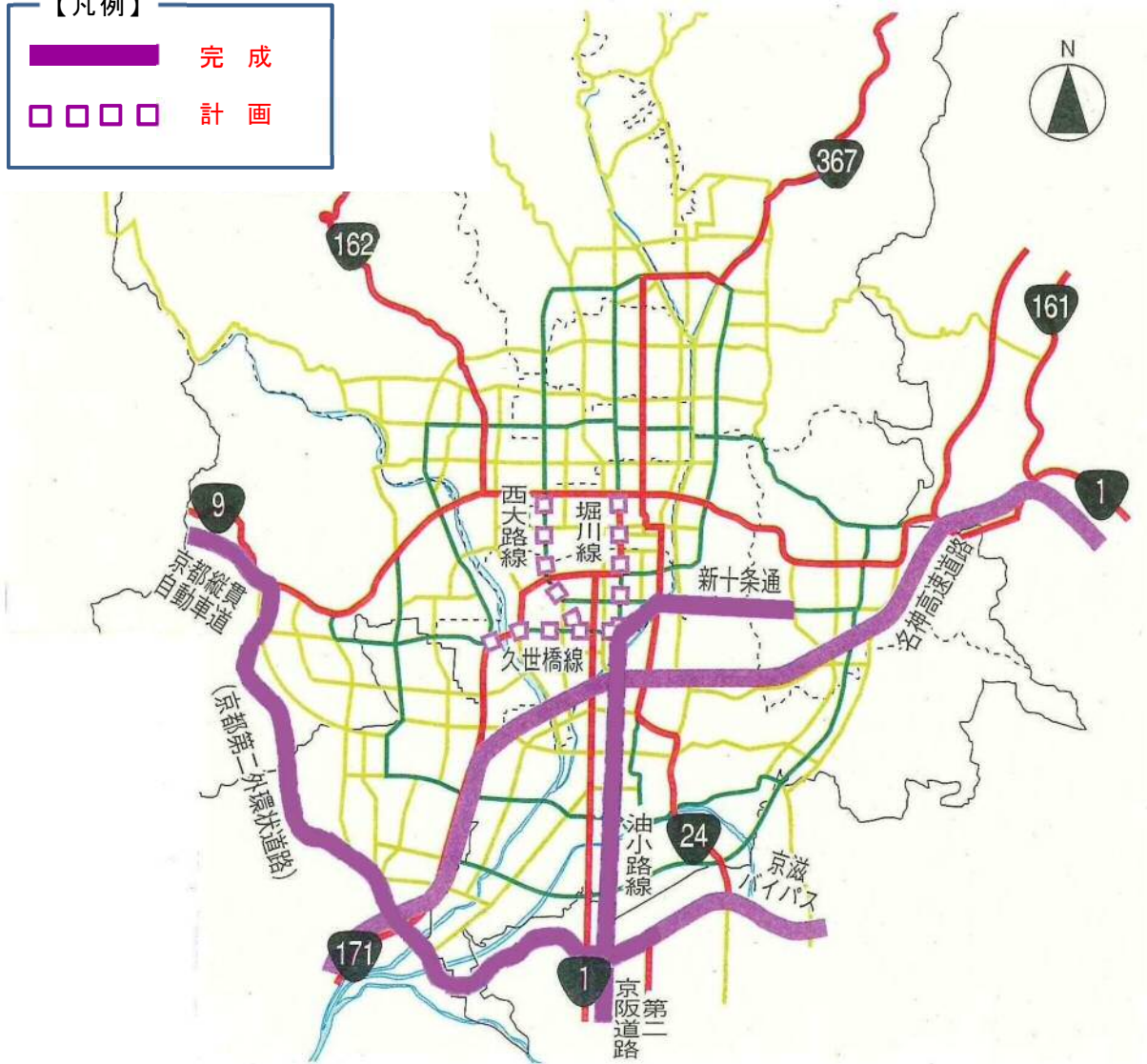
国・府・市及び有識者で構成し、京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において、平成30年1月に、「市内中心部では、堀川通の整備が喫緊の課題である。また、本市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、災害に強い道路整備の必要性が高い。」などの意見がまとめられました。

今後、整備の優先順位や、受益に応じた費用負担のあり方を念頭に置きつつ、国や府、さらには隣接する自治体と議論を深め、広域的なネットワークの実現に向けて取り組んでいきます。

本市の自動車専用道路

【凡例】

	完成
	計画



2 道路の改築

(1) 道路のバリアフリー化事業

駅やその周辺の道路等の重点的なバリアフリー化を推進することを目的として、「京都市交通バリアフリー全体構想」（平成14年10月）に基づく、重点整備地区として14箇所（山科，桂，烏丸，向島，嵯峨嵐山，京都，河原町，稲荷，京阪五条・七条（2箇所），東福寺，桃山御陵前，京阪藤森，伏見），さらには、「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」（平成24年3月）に基づく重点整備地区として新たに10箇所（太秦，大宮，JR藤森，深草，西院，桃山，上桂，阪急嵐山・松尾大社（2地区），西大路）において，基本構想及び道路特定事業計画を策定し，駅と駅前広場，その周辺施設（病院，福祉施設，教育施設等）を結ぶ経路のバリアフリー化事業を順次進めています。

(2) 無電柱化事業

安全で快適な歩行空間の確保，緊急輸送道路等の確保等の都市防災対策及び都市景観の向上等を目的として，昭和61年度から電線類の地中化工事を実施しています。当初は都心部の幹線道路から整備を行い，平成7年度からは，伝統的建造物群保存地区及び世界遺産周辺等の歴史的町並みの保全・再生がとりわけ必要な地域においても整備を進めています。今後は，平成30年度に策定した本市の無電柱化の整備方針となる「今後の無電柱化の進め方」及び「実施計画」に基づき，事業を順次進めていきます。

(3) 鉄道事業

ア JR奈良線 高速化・複線化第二期事業

JR奈良線の高速化・複線化事業（京都駅から木津川駅までの34.7km，うち京都市域9.4km）は，市内の主要な交通結節点であるJR京都駅と京都府南部地域を結ぶ広域鉄道網の充実や沿線の利便性の向上を図ることを目的としています。平成13年に第一期事業（8.2km，うち京都市域5.0km）が完了し，平成25年度に，第二期事業（14.0km，うち京都市域4.4km）の基本協定書を京都府，関係市町（京都市，宇治市，城陽市，木津川市，井手町，宇治田原町）及

び JR 西日本と締結して、令和 4 年度の開業を目指して、平成 29 年 4 月から複線化事業に取り組んでいます。

イ JR 嵯峨野線 京都・丹波口間新駅「梅小路京都西駅」設置事業

多彩な地域資源を有する京都駅西部エリアの中心部に JR 嵯峨野線の新駅「梅小路京都西駅」を設置することにより、新たな人の流れをつくり、地域の活性化を図っています。

平成 27 年 2 月に JR 西日本と基本合意書を締結し、平成 31 年春の開業を目指して、平成 28 年 9 月に新駅本体工事に着手しました。

新駅の名称は、平成 30 年 3 月 26 日から広く市民等から公募し、JR 西日本が「梅小路京都西駅」と平成 30 年 7 月に決定し、平成 31 年 3 月 16 日の開業に合わせて駅周辺施設も供用開始しました。

3 道路の維持補修

現在、本市では、約 3,200km の舗装道の管理をしており、各土木事務所において、日常的な道路パトロールや市民の皆様からの御要望、御指摘を基に、適宜必要な補修を行うなど、適切な道路の維持管理に努めています。また、平成 18 年度から舗装点検を行うとともに、平成 20 年度には舗装維持管理支援システムの構築を行い、アセットマネジメント手法を取り入れた舗装の維持管理に取り組んでおり、平成 30 年 3 月には、「舗装長寿命化修繕計画」を策定し、より一層効率的・効果的な舗装の維持管理を進めています。

また、大型構造物であるトンネルや道路附属施設（横断歩道橋、大型カルバート、シェッド、門型標識等）については、長期にわたり市民が安全に利用できるよう機能を維持していくために、平成 27 年 3 月に「トンネル長寿命化修繕計画（平成 31 年 3 月一部改訂）」を、平成 28 年 12 月に「道路附属施設長寿命化修繕計画（平成 31 年 3 月一部改訂）」を策定し、予防保全型の維持管理を行い、効率的・効果的な修繕を進めています。

(1) 市民協働の取組を通じた公共土木施設の効率的・効果的な維持管理

道路・橋りょう・河川・公園などの公共土木施設について、ICTを活用した「みっけ隊（美しい京を守る応援隊）アプリケーション」を運用

しています。京都の市民力や地域力を最大限に活かし、市民と行政が共に汗を流し協働する市民協働型の維持管理の実現に向け、「みんなで守る “みち・かわ・みどり” 京のまち～公共土木施設の維持管理に係る市民協働推進指針～」を平成29年3月に策定し、市民との協働による効率的・効果的な維持管理の取組を進めています。

(2) 私道整備助成制度

本市では、私道整備の助成制度を設けており、舗装工事及び舗装工事に付帯する付属排水施設の工事について、標準工事費の3/4の助成を行っています。

(3) 交通安全施設等整備事業

交通事故の防止を目的とした「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき、歩行者の安全確保のための歩道等の新設・整備、交差点改良、道路標識、防護柵及び道路照明灯等の交通安全施設の計画的な整備拡充を進めています。

また、令和元年5月8日に大津市で発生した交通事故を受け、京都府道路交通環境安全推進連絡会議の枠組を活用し、京都府警察等の関係組織と連携し、対策の検討を行っています。

(4) 橋りょう補修

本市では、約2,860橋の橋りょうを維持管理しています。橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕を効率的・効果的に推進していくため、平成23年12月に橋りょう対策の優先順位を明確化した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定し、対策を進めています。

同プログラムは、平成24年度から20年間（5年間ごとの四期間）で、耐震補強として、緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋りょう及び跨線・跨道橋で耐震補強が未完了である52橋、並びに老朽化修繕として、早期に修繕の必要がある426橋を完了させることを全体目標としています。

ア 耐震補強

52 橋のうち、19 橋の対策が完了し、13 橋の対策に着手しています（令和元年 8 月 1 日時点）。第 2 期プログラムの完了により、累計で 32 橋の対策が完了する予定です。

イ 老朽化修繕

426 橋のうち、損傷が特に大きい橋りょう（35 橋）及び緊急輸送道路の橋長 15m 未満の橋りょう（21 橋）の対策を優先して進めています。そのうち、41 橋の対策が完了し、9 橋の対策に着手しています（令和元年 8 月 1 日時点）。第 2 期プログラムの完了により、56 橋全ての対策が完了する予定です。

4 浸水防除対策

(1) 河川整備

本市では、これまで 10 次にわたる治水五箇年計画及び平成 24 年 3 月に策定した「京都市河川整備方針」に基づく事業の実施により、本市の都市基盤河川の整備率は全体事業計画に対して 62.6%（平成 30 年度末時点）と、既成市街地及び周辺部の浸水箇所の解消など一定の成果を挙げています。また、近年ひん発する局所的集中豪雨や都市化に伴う治水安全度の低下傾向から、一層の治水事業の推進が必要となっており、平成 25 年 10 月に、過去に浸水履歴がある河川のうち対策が必要な普通河川 8 河川を対象として「普通河川整備プログラム」を策定し、河川改修等の対策を推進しています（平成 27 年 6 月までに、3 河川が対策完了済み）。

さらに、本市が管理する準用河川及び普通河川について、計画的で持続可能な河川維持管理の実現を目指し、「京都市河川維持保全実施計画（第 1 期）」を令和元年 7 月に策定しました。今後は、実施計画に基づき効率的・効果的な維持管理を実施していきます。

引き続き、貯留や浸透による流出抑制等、総合的な治水対策事業を推進するとともに、高瀬川再生プロジェクトなどの水辺環境整備事業

に積極的に取り組むなど，計画的かつ効果的な河川整備を実施していきます。

河川の現況

(令和元. 4. 1 現在)

区 分	河 川 数	延 長 (m)
一 般 河 川 (直轄区間)	5	42, 179
一 般 河 川 (指定区間) (うち都市基盤河川改修事業施行により，本市 が府との管理協定により機能管理を行う区間)	53 (19)	318, 270 (28, 323)
準 用 河 川	31	49, 993
普 通 河 川	291	438, 512
合 計	380	848, 954

(2) 排水機場の管理

都市基盤河川，都市下水路，普通河川等の流末に位置する京都市南部地域においては，放流河川である宇治川や桂川等との高低差が少なく，降雨時に河川（本川）からの逆流防止及び内水やたん水を強制排水する必要があるため，排水機施設の日常点検整備や老朽施設の「排水機場長寿命化修繕計画（平成 27 年 4 月策定）」に基づく計画的修繕を実施し，安定して的確に稼働するよう維持管理しています。

また，平成 28 年 4 月から排水機場集中監視システムとして，集中管理センターを洲崎排水機場に設置し，市内の 11 排水機場の状況を 24 時間体制で監視，水位や降雨状況を把握し，早期の初動態勢を整えています。

これにより，近年多発する局地的集中豪雨などによる急激な水位上昇等の突発的な状況にも的確に対応することを可能としています。

5 自転車政策

平成 27 年 3 月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき，自転車の「みえる化」をキーワードに，自転車走行環境，ルール・マナー，自転車駐輪環境，自転車観光，健康・福祉など自転車関連施策に取り組み，総合的な自転車政策を推進しています。

(1) 自転車走行環境の整備

自転車が走行しやすい空間整備に向けて、平成28年10月に策定した「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき、京都御苑の周囲など、重点地区から順次、ベンガラ色の矢羽根型の路面表示の設置を進めており、令和元年7月末現在で、約98kmの整備を完了しています。

整備が完了した地区においては、車道左側走行を促す啓発を行うとともに、自転車の車道走行割合等を調査するなど、整備の効果を検証しています。

また、クルマのドライバーに対して、自転車に思いやりを持った運転を促す啓発を行うとともに、重点地区外においても、左側通行や交差点での注意喚起等、自転車走行に係るルール・マナーの更なる徹底を図るため、外国人にも分かりやすいピクトグラムを活用した啓発用看板（電柱幕）を作成し、順次、設置を進めています。

(2) 自転車の安全利用の推進

自転車のルール・マナーを周知・徹底するために、ライフステージに合わせた自転車安全教室を開催しているほか、京都府警察等と連携したイベントや街頭啓発などを実施しています。

平成30年3月に策定した「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、令和元年度も未就学児童から小、中、高、大学生、保護者向けに様々な自転車安全教育を実施しています。

また、自転車教室等で配布し好評を得ている、自転車の基本的なルール等を分かりやすく解説した冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を、毎年度作成し、市内の全保育施設、幼稚園、小、中、高校などに配布しています。

さらに、「健康長寿のまち・京都 いきいきポイント事業」と連携し、自転車安全教室の受講者等に特典を付与する制度として平成30年6月に創設した「京都サイクルパス制度」を活用し、自転車安全教室の参加促進に取り組んでいます。

自転車保険の加入義務化につきましては、平成 30 年 11 月に本市が実施したアンケート調査では、自転車利用者の約 8 割以上の方が自転車保険に加入しているとの回答がありました。引き続き、保険会社と連携し、様々な啓発の際に、加入の促進に向けた PR を行うと同時に、保険に関する問い合わせや相談窓口である「きょうと自転車保険専用コールセンター」できめ細やかな対応を行います。

(3) 自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場については、駐輪需要や地域特性を踏まえたうえで、行政と鉄道事業者、民間事業者等が積極的に連携・協力する協働の取組により、整備を進めています。

また、京都市自転車等放置防止条例に基づき、自転車利用者の目的先である対象施設設置者に自転車駐車場の設置義務を課し、駐輪環境の向上を図っています。

(平成 31. 3. 31 現在)

区分	箇所数	収容台数 (台)	
本市関連における自転車等駐車場	234	自転車等	56,760

(4) 放置自転車等対策 (啓発及び撤去)

自転車放置防止啓発及び撤去強化区域等での自転車等の撤去の実施により、路上等における自転車等の放置の解消と自転車等の利用マナーの向上に取り組み、その結果、平成 30 年度の放置台数はピーク時の約 40 分の 1 の 236 台と大幅に減少しました。また、平成 30 年度の撤去台数については、過去から要望の多かった夜間及び休日の撤去を重点的に行った結果、前年度比 19% 増の 43,620 台になりました。

令和元年度も引き続き、市内主要ターミナルでの撤去、さらには夕方、夜間の撤去回数が増などに取り組みます。

なお、放置自転車の撤去等に関する相談に迅速に対応するため、平成 30 年 4 月から 24 時間年中無休の専用電話相談窓口を設置しています。

6 駐車場

本市では、円滑な自動車交通に寄与するために整備した駐車場について、指定管理制度を導入のうえ、運営管理を行っています。

(平成 31. 3. 31 現在)

区分	箇所数	収容台数 (台)
市営駐車場	9	バス 118
		普通乗用車 1, 371

7 公園・緑地整備

本市は、三方を山に囲まれ、市街地には社寺等が点在していることから、大都市の中では自然の風光に恵まれています。

都市公園は、市民生活に憩いとうるおいをもたらす空間であり、また、健康増進やコミュニティ形成の場、災害時の避難場所としても、重要な施設であるため、公園・緑地の整備の推進を図っています。

(1) 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進

本市では、かけがえのない京都の緑をこれからも守り、増やし、緑あふれるまちづくりを進めるために、平成22年3月に「京都市緑の基本計画」を策定しました。

また、基本計画に掲げる施策を着実に推進するための実行計画として、平成23年5月に策定した「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」に続き、平成29年9月に、市街地部に特化した緑化の方針を定める「市街地緑化の在り方」を策定し、地域力を活かして市街地緑化を推進し、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を目指していきます。

(2) 街区公園等の整備

街区公園は子ども達の安全な遊び場を確保し、住民に憩い、コミュニティ及びレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難場所として緑豊かな都市環境を生み出しています。

(3) 公園の維持管理

平成 31 年 3 月末現在，建設局が所管する 912 公園の清掃や除草・修繕等の維持管理は，北部及び南部のみどり管理事務所による作業，公園愛護協力会による清掃・除草作業及び業務委託（清掃作業を月 1～2 回，除草作業は年 1～2 回）を組み合わせ実施しています。

また，公園樹木は，緑を増やすという方針の下，剪定作業は，隣接民家等への影響を配慮しながら，3～5 年のサイクルで行っています。

* 公園愛護協力会

公園の除草・清掃・公園愛護思想の普及，指導・管理，軽易な日常管理など公園の円滑な運営に協力することを目的として，地元の自発的な意思により結成されたボランティア組織

- ・ 結成数：675 団体（平成 31 年 3 月末現在）

(4) 街路樹の育成管理

建設局が所管する街路樹（道路附属物）は，平成 31 年 3 月末現在，イチョウやサクラといった約 40,300 本の高木（樹高 3m 以上のもの）や，ツツジやクチナシなどの低木を育成管理しており，樹木の剪定，除草，害虫駆除等について，専門業者に委託する等，適切な管理を進めています。

また，除草作業は，年に 2～3 回，剪定作業は，樹種により概ね年に 1 回又は 2 年に 1 回，その他に分けて実施しています。

(5) 街路樹の整備

京都市緑の基本計画では，「道路の緑の整備」を掲げ，街路樹を整備することで，「花と緑豊かな歩いて楽しいまちづくり」に取り組んでいます。

(6) 公園の現状

(平成31.3.31現在)

種 別		箇所数	面積(m ²)	備 考	
市 営 公 園	住区基幹公園	街区公園	843	1,121,659	
		近隣公園	32	562,409	一乗寺, 岩倉南, 朱雀, 二条, 山科中央, 殿田, 東吉祥院, 上鳥羽, 唐橋西寺, 西院, 東大丸, 三栖, 伏見, 淀城跡, 深草西浦南, 鳥羽離宮跡, 下鳥羽, 新林池, 境谷, 福西, 竹の里, 牛ヶ瀬, 東野, 東向, 向島東, 竹田, 光徳, 御陵, 桂坂, 上桂, 岩倉東, 向島中央
		地区公園	6	348,969	船岡山, 吉祥院, 小畑川中央, 大蛇ヶ池, 勸修寺, 伏見北堀
		小 計	881	2,033,037	
	都市基幹公園	総合公園	2	318,948	岡崎, 梅小路
		運動公園	10	848,529	西京極, 桂川緑地, 久世橋西詰, 宇治川, 横大路, 久世橋東詰, 桂川緑地離宮前, 桂川緑地久我橋東詰, 桂川緑地上野橋東詰, 伏見桃山城
		小 計	12	1,167,477	
	特 殊 公 園	風致公園	3	102,057	円山, 東山山頂, 長神の杜
		交通公園	1	21,338	大宮
		墓 園	1	31,068	深草
		小 計	5	154,463	
	大規模公園	広域公園	1	629,016	宝が池
	都 市 林		1	1,339,783	大原野
	広 場 公 園		1	1,822	梅屋
	都 市 緑 地		15	193,537	村松緑地, 北緑地, 南緑地, 西緑地, 東緑地, 岩倉緑地, 新京極六角, 改進中央緑地, 長刀鉾緑地, 吉田山緑地, すりばち池緑地, 修学院緑地, 一乗寺緑地, 大仏殿跡緑地, 日野緑地
緑 道		11	236,777	東山自然緑地, 淀緑地, 桂坂緑地, 桂坂第二緑道, 桂坂第三緑道, 桂坂第四緑道, 桂坂第五緑道, 桂坂第六緑道, 桂坂第七緑道, 桂坂第八緑道, 陵ヶ岡みどりの径緑道	
計		927	5,755,912		
府 営 公 園	住区基幹公園	地区公園	1	37,000	伏見港
	都市基幹公園	総合公園	2	169,144	嵐山東, 洛西浄化センター
	特殊公園	風致公園	1	105,730	嵐山
	大規模公園	広域公園	1	398,600	鴨川
	計		5	710,474	
都市公園(市営・府営公園)計		932	6,466,386		
条 例 設 置 公 園		3	66,170	京北運動公園, 宇津峽公園, 京北森林公園	
国 民 公 園		1	651,077	京都御苑	
都 市 公 園 ・ 国 民 公 園 計		936	7,183,633		

8 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域、又は新たに市街化しようとする地域において、土地の区画形質を整え、道路、公園、その他の公共施設の整備・改善を行い、良質な都市空間の形成を図る事業です。

本市における土地区画整理事業は、大正末期に外郭循環路線の建設及び市街地の整備を目的として施行したのに始まります。現在、旧市街地周辺部に見られる整然とした街区は、ほとんど土地区画整理事業により形成されたものです。

現在までに、市街化区域面積 14,987ha において、3,742.4ha の土地区画整理事業が完成しており、施行中の 452.0ha を合わせると、4,194.4ha が整備されることとなります。これは市街化区域面積の約 28% に相当し、市街地整備の代表的手法である土地区画整理事業は本市のまちづくりに大きく貢献しています。

現在、市施行 6 地区（伏見西部第三，伏見西部第四，伏見西部第五，上鳥羽南部，崇仁北部第一※，崇仁北部第二※），組合施行 1 地区（深草東寺大山地区）で土地区画整理事業が行われています。※都市計画局所管

（平成 31.4.1 現在）

施行者／法分類	施行済		施行中		計	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
京都市	31	1,990.2	6	450.6	37	2,440.8
組合	48	1,586.1	1	1.4	49	1,587.5
都市再生機構	1	17.1	—	—	1	17.1
共同・個人	17	149.0	—	—	17	149.0
計	97	3,742.4	7	452.0	104	4,194.4

9 市街地再開発事業

都市再開発法による市街地再開発事業は、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の共同化、高層化に

よる防災機能の強化を図るとともに、併せて、道路、公園等の公共施設を整備する事業です。

本市は、これまで京都駅南口地区、山科駅前地区及び太秦東部地区において事業を実施し、現在は各地区における施設の維持管理に努めています。

市街地再開発事業の概要

地区名	施行面積	再開発施設	施行期間
京都駅南口地区	約 2.2ha	アバンテイ（ホテル、店舗、アバンテイ響都ホール等）	昭和 55 年度～58 年度
山科駅前地区	約 2.8ha	ラクト A（ホテル、店舗等）、ラクト B（百貨店、量販店、ラクト健康・文化館、分譲住宅等）、ラクト C（医療機関、金融機関、分譲住宅、生涯学習総合センター山科等）ラクト D、（アミューズメント施設、オフィス等）	平成 3 年度～11 年度
太秦東部地区	約 0.9ha	右京区総合庁舎、右京地域体育館、右京中央図書館、交通局庁舎、店舗、分譲住宅等	平成 15 年度～20 年度

（注）太秦東部地区は、土地区画整理事業との一体的施行である。